

各学校法人理事長 殿

山形県総務部長

私立学校振興助成法第 14 条第 4 項に基づく書類の提出等について（通知）

私立学校法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）による改正後の私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号。以下「改正助成法」という。）第 14 条第 4 項の規定に基づき、改正助成法第 9 条に規定する補助金の交付を受ける学校法人（以下「助成対象学校法人」という。）で知事の所轄に属する者は、毎会計年度終了後 3 月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に、改正助成法第 14 条第 3 項の監査報告（同条第 2 項に規定する会計監査人設置学校法人にあっては、改正法による改正後の私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号。以下「改正私学法」という。）第 86 条第 2 項の会計監査報告。以下同じ。）を添付して、知事に提出することとされています。

ついては、書類の提出に当たっては、下記の事項に留意のうえ、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人及び改正私学法第 152 条第 5 項の規定に基づく準学校法人についても、準じて取り扱われるようお願いします。

記

1 知事への書類の提出について

知事への書類の提出については、次のことに留意すること。

（1）提出書類について

- ① 助成対象学校法人で知事の所轄に属する者は、改正助成法第 14 条第 4 項の規定に基づき、その終了した会計年度に係る計算書類（改正私学法第 103 条第 2 項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に、改正助成法第 14 条第 3 項の監査報告を添付して、知事に提出すること。
- ② 監査報告の添付義務について
 - ア 改正助成法第 14 条第 4 項ただし書の規定により、同条第 2 項ただし書に規定する場合には、監査報告の添付義務を免除されるものであること。
 - イ 改正助成法第 14 条第 2 項ただし書の規定における「補助金の額が少額」であるとは、一会計年度に当該助成対象学校法人に交付される山形県私立学校一般補助金の額が 1,000 万円に満たない場合であること。

ウ 監査報告の添付義務免除に係る申請は、別紙様式 1 により、当該年度末日までに知事に提出すること。

- ③ 私立学校振興助成法施行規則（令和 6 年文部科学省令第 29 号）第 2 条の規定に基づき、知事への書類の提出は、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表（以下「内訳表」という。）並びに所轄庁が定める書類を添付して行うこと。
- ④ 同条第 4 号の所轄庁が定める書類は、令和 7 年 3 月県告示第 219 号により、人件費支出内訳表が同令第 5 条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とされていること。

（2）届出期日について

改正助成法第 14 条第 4 項の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内に提出すること。また、提出した収支予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに提出すること。

（3）提出方法等について

- ① 提出する書類の順序は、次のとおりとすること。

ア 計算書類及びその附属明細書

学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 28 号）による改正後の学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号。以下「新基準」という。）の第 1 号様式から第 4 号様式、注記事項（新基準第 40 条に規定する事項をいう。）、第 5 号様式から第 7 号様式の順序とすること。なお、収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を、第 7 号様式の後に追加すること。また、改正私学法第 104 条第 2 項に基づく計算書類及びその附属明細書の監査に係る会計監査報告と、私立学校法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 21 号）による改正後の私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）第 43 条第 2 項の規定により準用する改正私学法第 104 条第 2 項に基づく財産目録の監査に係る会計監査報告（以下「財産目録の監査報告」という。）が一体となって作成される場合には、第 8 号様式を、第 7 号様式（収益事業がある場合には、収益事業の損益計算書）の後に追加すること。

イ 内訳表

私立学校振興助成法施行規則の第 1 号様式から第 3 号様式の順序とすること。

- ② 監査報告（署名のあるものを必要とすること。）を計算書類及びその附属明細書の前に、人件費支出内訳表の監査報告（署名のあるものを必要とすること。）を内訳表の前にそれぞれとじ込むこと。
- ③ 収支予算書は、計算書類及びその附属明細書並びに内訳表とは別に提出すること。

（4）内訳表の作成及び提出について

- ① 内訳表は、昭和 47 年 4 月 26 日付け文管振第 93 号文部省管理局長通知「資金収支内訳表について（通知）」及び昭和 55 年 11 月 4 日付け文管企第 250 号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」を参考に作成すること。

- ② 知事に提出する内訳表は、学校法人内部の正規の手続を経て作成されたものでなければならないこと。

(5) 人件費支出内訳表の監査について

- ① 私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士等の監査は、昭和 46 年 5 月 10 日付け文管振第 69 号文部省管理局通知「日本私学振興財団法附則第 14 条第 1 項に規定する会計年度等を定める政令および学校法人会計基準の制定について（通知）」の記の I の 4 を参考に、「学校法人内部の正規の手続」として理事会による承認の後に行われることについて、このたび「学校法人内部の手続」については、理事会による承認に限らず、各学校法人において適切に定めることとし、例えば、内部規程に基づく理事長や財務担当理事等の適切な権限者の決裁や適切な会議体の決議による承認が考えられること。
- ② 内訳表は計算書類に記載される額を区分して作成されることから、1（1）④の人件費支出内訳表の監査報告のために必要な公認会計士等の監査と改正私学法第 104 条第 2 項に基づく会計監査人の監査を効果的・効率的に受けるため、これらを一体的に受けることができること。

2 公認会計士等の業務制限について

学校法人が 1（1）④の人件費支出内訳表の監査報告のために必要な監査を依頼する公認会計士等については、当該学校法人と、公認会計士法第 24 条又は第 34 条の 11 に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があること。著しい利害関係の有無については日本公認会計士協会の倫理規則を参考とすること。

3 会計監査人を置かない学校法人の監査について

助成対象学校法人で会計監査人を置かない学校法人は、改正助成法第 14 条第 2 項の規定に基づき、新基準の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書（改正私学法第 104 条第 3 項に規定する理事会の決議による承認を受けたものであること。）並びに収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書が作成されているかどうかについて、公認会計士等の監査を受けなければならないこと。

4 私立学校振興助成法施行規則の運用について

- (1) 助成対象学校法人で知事を所轄庁とするもののうち、単数の学校（2 以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置する者における私立学校振興助成法施行規則第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定の適用については、内訳表について、それぞれ同令第 3 条第 1 項第 1 号と同項第 2 号以下の各号との区別を省略できるものとする。
- (2) 上記省略をした場合における事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表は、それぞれ事業活動収支計算書及び資金収支計算書と同内容のものとなるため、これら収支計算書をもって両内訳表に代えることができるものとする。

5 その他

- (1) 改正助成法第 14 条第 4 項の規定による書類の提出の際は、別紙様式 2 による提出書

を添付すること。

- (2) 県又は市町村から授業料等の減免補助金の交付を受けた場合の会計処理方法は、当該補助金を「補助金収入」に計上し、「授業料収入」を減額する方法によるものとする
こと。
- (3) 平成 28 年 3 月 3 日付け学文第 600 号山形県総務部長通知「平成 28 年度以後の監査事項の指定について（通知）」及び令和 4 年 4 月 11 日付け学文第 42 号山形県総務部学事文書課長通知「財務計算に関する書類及び収支計算書の届出について」は、令和 6 年度に係る計算書類等の届出を限りとして廃止すること。

別紙様式 1

文 書 番 号
年 月 日

山形県知事 殿

所在地
学校法人名
理事長名

年度計算書類及びその附属明細書に係る公認会計士又は監査法人の監査の
免除許可申請書

このことについて、私立学校振興助成法第 14 条第 2 項ただし書の許可を受けたいので、
申請します。

文 書 番 号
年 月 日

山形県知事 殿

所在地

学校法人名

理事長名

（○年度計算書類等
○年度収支予算書
○年度第○回補正予算書）の提出について

このことについて、私立学校振興助成法第14条第4項の規定に基づき、別添のとおり提出します。